

東京都認定こども園施設整備補助金交付要綱

平成 27 年 9 月 1 日
27 生私振第 490 号
生活文化局長決定

(趣旨)

第1 この要綱は、認定こども園施設整備交付金交付要綱（平成27年5月21日文部科学大臣裁定）第19条及び東京都私立学校教育助成条例（昭和53年東京都条例第10号）第4条に基づき、認定こども園の設置者に対して区市町村が補助する事業に要する経費の一部を東京都が予算の範囲内で補助することにより、子供を安心して育てることができるように施設整備を促進することを目的とする認定こども園施設整備補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2 この補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第3に規定する補助対象施設の設置者に対して区市町村が補助する次の事業とする。

(1) 認定こども園施設整備事業

学校法人又は社会福祉法人が設置する認定こども園の幼稚園部分等の新設、修理、改造（整備内容の詳細は別表1のとおり）

(2) 認定こども園開設準備経費補助事業

幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園に係る開設準備経費（原則として、国庫補助金等、国からの財政支援がある場合を除く。）

(3) 防犯対策整備事業

学校法人又は社会福祉法人が設置する幼稚園型認定こども園の防犯対策整備（整備内容の詳細は別表1のとおり）

(補助対象施設)

第3 この補助金の対象となる施設は、次のいずれかの施設とする。

(1) 認定こども園施設整備事業

① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分

② 同法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園を構成する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園

③ 同法第3条第2項第2号に基づく保育所型認定こども園の幼稚園機能部分

(2) 認定こども園開設準備経費補助事業

- ① 同法第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園
- ② 同法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園を構成する学校教育法第1条に規定する幼稚園

(3) 防犯対策整備事業

- ① 同法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園

(補助対象経費)

第4 この補助金の対象となる経費は、区市町村が補助事業として支出した経費で、別表2に定める経費とする。ただし、他の補助金等の補助対象となるものを除く。

2 次に掲げる費用については交付の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 第2に規定する事業以外を目的とした整備に要する費用
- (5) その他認定こども園の施設整備として適當と認められない費用

(交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとする区市町村長は、事業計画書、交付申請書（別記第1号様式）その他必要とする書類（以下「交付申請書等」という。）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

なお、その他必要とする書類については、別途定める。

(交付決定及び通知並びに事情変更による決定の取消)

第6 知事は、第5に定める補助金の交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類を審査し、補助金の交付の目的に適合すると認めたときは、補助金の交付を決定とともに、交付決定通知書（別記第2号様式）により、当該区市町村長に対しその結果を通知する。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付すことができる。

3 この補助金の交付決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、知事は、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(申請の取下げ)

第7 第6 1の通知を受けた区市町村長は、交付決定の内容又はこれに付された条件に

対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から 14 日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助対象事業の変更等)

第8 区市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ事業計画変更承認申請書（別記3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りではない。

- (1) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき

2 知事は、1 に定める申請書の提出があったときは、申請の内容を審査し、適當と認めたときは変更を承認し、変更交付決定通知書（別記第4号様式）により、また変更を承認しないときはその旨を区市町村長に通知するものとする。

3 知事は、1 (1) の承認をする場合においては、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(事故報告等)

第9 区市町村長は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業そのものの遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通し等を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10 知事は、補助対象事業の円滑な遂行を図るため、その執行の状況に区市町村長に対し報告を求めることがある。

(補助事業の遂行命令)

第11 知事は、第9及び第10の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助対象事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、区市町村長に対しこれらに従って補助対象事業を遂行すべきことを命ずる。

この命令に違反したときは、知事は、区市町村長に対し補助対象事業の一時停止を命ずることができる。

(事業実績報告)

第12 区市町村長は、補助対象事業が終了したときは、実績報告書（別記第5号様式）その他必要とする書類を知事に提出しなければならない。第8 2により補助対象事業

の中止又は廃止の承認を受けた場合もまた同様とする。

なお、その他必要とする書類については別途定める。

(補助金の額の確定)

第13 知事は、第12の規定による実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるとときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（別記第6号様式）により区市町村長に通知する。

(是正のための措置)

第14 知事は、第13の規定による調査等の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付決定内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に定める事項に適合しないと認めるとときは、区市町村長に対し、交付事業に付き、これに適合させるための措置を命ずる。
2 第12の規定による実績報告は、1の命令により必要な措置をした場合においてもこれを行わなければならない。

(決定の取消し)

第15 知事は、次のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す。
(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
(2) 補助金を他の目的に使用したとき。
(3) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
2 1の規定は、第13の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(補助金の返還)

第16 知事は、第15の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて区市町村長に対しその返還を命ずるものとする。
2 第13の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときも、また同様とする。

(違約加算金)

第17 区市町村長は第15の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が2回以

上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は最後の受領目に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日ににおいて受領したものとする。) から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその期間においては、既納付額を控除した額）に付き、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(延滞金)

第18 区市町村長は、第16の規定により補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(他の補助金等の一時停止等)

第19 区市町村長が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合においては、ほかに同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額を相殺するものとする。

(財産処分の制限)

第20 区市町村長は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及び従物並びに価格が単価50万円以上の機器及び器具については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日付厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 区市町村長は、賃貸している建物について、補助金を交付した場合において、交付の対象者が補助対象事業により取得したもの又は効用の増加した部分につき、造作買取請求権その他の権利が生じたときは、その処理につき知事の承認を受けなければならない。
3 知事の承認を受けて1及び2に規定する財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都に納付させことがある。

(財産の管理義務)

第21 区市町村長は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(開設準備経費の返還)

第22 区市町村長は、認定こども園開設準備経費を交付した認定こども園について、開設後5年未満に事業を廃止した場合は、第20～3の規定にかかわらず補助金の交付額に以下の率を乗じた額を返還すること。

ただし、この返還額と開設準備経費に係る第20～3の規定による納付額の合計額は補助金交付額を上回らないこととする。

| 1年未満 | 1年以上 2年未満 | 2年以上 3年未満 | 3年以上 4年未満 | 4年以上 5年未満 |
|------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 50% | 40% | 30% | 20% | 10% |

(書類の整備保管)

第23 区市町村長は、補助金交付事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを当該事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保管しておかなければならぬ、

ただし、開設準備経費の証拠書類については、10年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（28生私振第613号）

この要綱は平成28年度の補助金から適用する。

附 則（28生私振第1251号）

この要綱は平成28年度の補助金から適用する。

附 則（29生私振第510号）

この要綱は平成29年度の補助金から適用する。